

### 第3号議案

京都地方税機構職員定数条例及び京都地方税機構地方事務所設置条例一部改正の件

京都地方税機構職員定数条例及び京都地方税機構地方事務所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年2月18日提出

京都地方税機構  
広域連合長 久保田 勇

京都地方税機構職員定数条例及び京都地方税機構地方事務所設置条例の一部を改正する条例

(京都地方税機構職員定数条例の一部改正)

第1条 京都地方税機構職員定数条例（平成21年京都地方税機構条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「186人」を「217人」に改める。

(京都地方税機構地方事務所設置条例の一部改正)

第2条 京都地方税機構地方事務所設置条例（平成21年京都地方税機構条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「滞納処分及びこれに関連する事務」を「地方税に関する事務」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。